

介護保険料の遡及賦課誤りについて

1 概要

令和5年7月20日、本市の介護保険システム開発元である富士通Japan株式会社から、介護保険料の遡及賦課誤りの事例が全国的に発生している旨情報提供があり、富士通Japan株式会社が調査した結果、7月24日、遡及賦課誤りがあったことが判明した。

平成27年4月1日に施行された改正介護保険法においては、介護保険料の賦課決定は、各年度における最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においてははすることができないとされた。

この「最初の納期」について、システム上、特別徴収（年金からの天引き）は5月10日、普通徴収（納付書・口座振替）は7月31日と設定すべきところを、改正前と同様、7月31日としていたことから、特別徴収の被保険者について、賦課決定のできない期間に増額賦課更正又は減額賦課更正をしていたことが判明した。

2 賦課誤りのあった介護保険料

対象期間：平成29年度から令和5年度までに遡及賦課した平成27年度分から令和3年度分保険料

年度	(1) 増額賦課（過大徴収）		(2) 減額賦課（過大還付）	
	人数	金額	人数	金額
平成27年度	9人	241,900円	27人	633,700円
平成28年度	12人	164,900円	18人	417,400円
平成29年度	10人	172,700円	32人	768,200円
平成30年度	18人	538,000円	10人	204,200円
平成31年度	9人	166,900円	20人	532,600円
令和2年度	4人	52,100円	32人	1,109,200円
令和3年度	13人	280,400円	23人	628,600円
合計	75人	1,616,900円	162人	4,293,900円

3 対応方針

- 保険料を過大に徴収した方については、返還手続を行う。
- 保険料を過大に還付した方については、時効（2年）により徴収できる期間を過ぎていること、賦課権が消滅していることから、保険料の返還は求めない。

※過大に徴収した一部の方は、返還に当たり督促手数料及び延滞金の返還並びに還付加算金が発生する。

※同様の事例が発生した他の自治体でも、同様の対応としている。

4 再発防止策

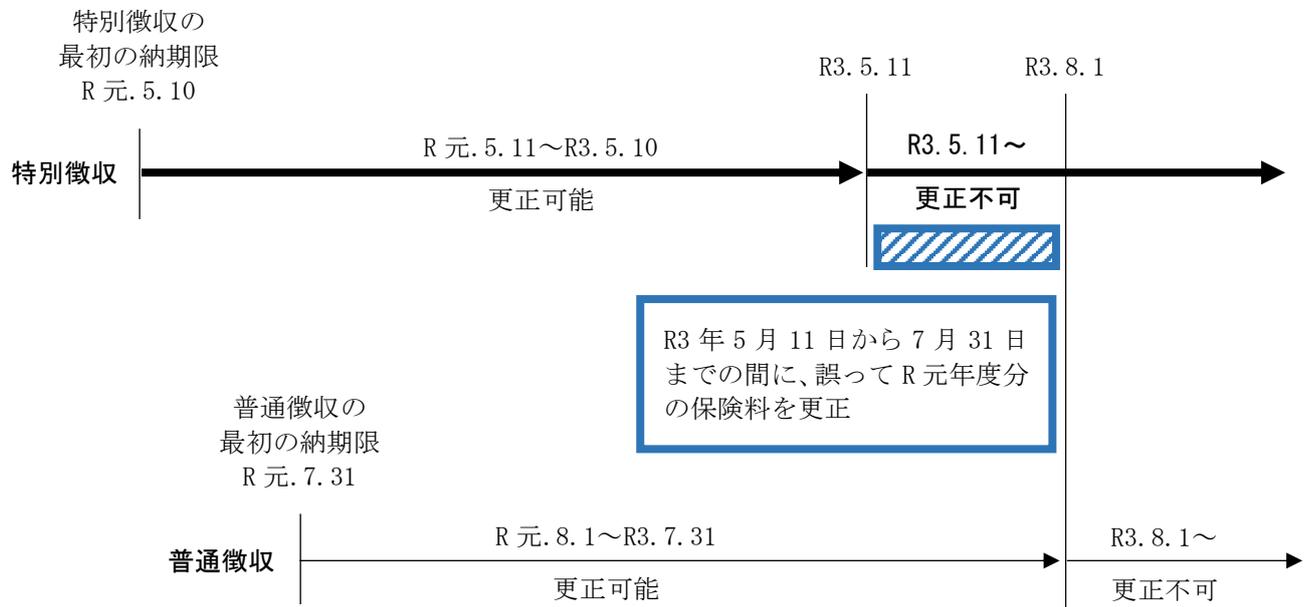
今後、法改正の際には、他市の運用の確認、システム委託業者との情報共有を行いながら、適正な法解釈・運用を徹底してまいります。

5 スケジュール

9月下旬～：9月補正予算案の議決後、対象者に通知・返還

介護保険料遡及賦課 説明図

○例：令和元年度介護保険料



○介護保険法

(賦課決定の期間制限)

第二百条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあっては、当該保険料を課することができることとなった日とする。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。